

Q & A

目次

1 免許期間について

- 問1 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を平成 25 年度から最長5年とするのは何故でしょうか。
- 問2 「開設の目的に応じた必要最小限の期間」とはどのような期間を指すでしょうか。例えば、中長期的な放送予定が未定の場合、免許の有効期間を最長の5年とすることはできないのでしょうか。
- 問3 免許期間について追加の資料の提出が求められた場合、どのような資料が必要でしょうか。

2 上位のシステムとの周波数共用について

- 問4 エリア放送を行う地上一般放送局を周波数割当計画上、二次業務と位置付けた理由は何でしょうか。
- 問5 エリア放送を行う地上一般放送局は、周波数割当計画上、同じ二次業務である特定ラジオマイクに対して劣位となっているのはなぜでしょうか。
- 問6 エリア放送を行う地上一般放送局は、割当上、上位のシステムである地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び特定ラジオマイクの移動無線局に対してどのような措置が求められるのでしょうか。
- 問7 エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、無線局の運用にあたっての条件が付されるとのことですが、免許状に付されるこの条件にはどのような法的拘束力があるのでしょうか。また、この条件に違反した場合、どのような法的措置がなされるのでしょうか。
- 問8 特定ラジオマイクとエリア放送が、運用調整を行うことをできるだけ回避する方法はないのでしょうか。

3 同位のシステムとの周波数共用について

- 問9 既にエリア放送を行う一般放送局に免許された周波数・地域を、当該放送が行われていない日に一時的利用等で利用することはできるのでしょうか。
- 問10 「既存のエリア放送を行う地上一般放送局の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する両者の同意が確認」とありますが、どのような提出書類をもって確認されるのでしょうか。
- 問11 エリア放送及び特定ラジオマイク以外に、ホワイトスペースを共用するシステムとしては、何が想定されているのでしょうか。またそのシステムの制度化見込みはいつ頃でしょうか。

4 先願主義・再免許について

- 問12 エリア放送の再免許において継続利用を優先しないのはなぜでしょうか。
- 問13 対抗申請を行う場合、既存のエリア放送の免許の有効期間（対抗申請が可能となる時期）をどのように知ることができるのでしょうか。

- 問 14 今回の改正で、再免許の申請は「免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間」に行うものとされましたが、満了前三箇月より後に申請する場合は、再免許とならないのでしょうか。
- 問 15 送付による免許申請の場合で、引受時刻証明又は引受時刻が記録される信書便以外の方法（例えば、普通郵便）により申請が行われた場合、その申請はどのように扱われることになるのでしょうか。
- 問 16 信書に該当する文書に関する指針（平成 15 年総務省告示第 270 号）によれば、申請書は「信書」に該当するとのことですが、信書の送付ができないとされているもの（例えば、メール便）により免許申請が行われた場合には、どのように取り扱われるのでしょうか。
- 問 17 免許申請については、先着順は時刻（分単位）により判断するとのことですが、同時刻（分単位まで同じ）の申請は、どのように取り扱われるのでしょうか。
- 問 18 平成 24 年 3 月 31 日までの有効期間の免許の審査期間中に、その再免許申請がなされた場合に対抗申請となるような申請が出された場合はどのように取り扱われるのでしょうか。

5 その他

- 問 19 エリア放送を行う地上一般放送局の免許を、複数取得することは可能なのでしょうか。
- 問 20 放送法の適用除外となる「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）のために行われる一般放送」（放送法施行規則第 214 条第 1 項第 3 号）に該当するか否かはどのように判断されるのでしょうか。
- 問 21 エリア放送において、災害関係の情報を放送内容とすることは可能なのでしょうか。
- 問 22 エリア放送を行う地上一般放送局の免許人やエリア放送の業務を行う放送事業者には何らかの制限があるのでしょうか。地方公共団体が免許人になることもできるのでしょうか。

1 免許期間について

【エリア放送の免許期間】

問1 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を平成 25 年度から最長 5 年とするのは何故でしょうか。

エリア放送の制度化に当たっては、UHF 帯を使用する他のホワイトスペース利用システムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討について、平成 24 年度中に行われる予定であったことから、平成 24 年度中における免許の有効期間を最長 1 年間としていました。

平成 24 年 7 月にホワイトスペースを利用する特定ラジオマイクの制度が施行され、同年 10 月にホワイトスペース利用作業班が策定したホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みについての中間とりまとめが公表されたことから、ホワイトスペースの共用について一定の整理がついたものと判断し、見直しを行うこととしました。免許期間については、試験局や臨時目的局等を除く「その他の無線局」の有効期間が 5 年間であることからこれに合わせることとしました。

【エリア放送の免許期間】

問2 「開設の目的に応じた必要最小限の期間」とはどのような期間を指すでしょうか。例えば、中長期的な放送予定が未定の場合、免許の有効期間を最長の 5 年とすることはできないのでしょうか。

エリア放送は、開設の目的に応じて、具体的に放送予定がある必要最小限の期間を免許の有効期間としています。

周波数の死蔵を防止する観点から、原則、将来の放送予定が未定の場合には具体的な放送予定がある期間のみを免許期間とし、放送予定が明らかになった時点において、その都度新たに免許することになります。

ただし、具体的な放送予定は決まっていなくても、近い将来放送を行うのが明らか場合には、免許の有効期間を最長の 5 年とすることは可能です。この場合、周波数の死蔵を防止する観点から、周波数の使用に制限を設ける場合があります。

【エリア放送の免許期間】

問3 免許期間について追加の資料の提出が求められた場合、どのような資料が必要でしょうか。

こちら（記載例 1）に記載例を示しておりますのでご覧ください。

2 上位のシステムとの周波数共用について

【二次業務とした理由】

問4 エリア放送を行う地上一般放送局を周波数割当計画に、二次業務と位置付けた理由は何でしょうか。

地上デジタルテレビジョン放送は基幹放送として計画的普及、健全な発達を図ることと

されている一方、エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送が利用するUHF帯のうち地理的条件や技術的条件を満たす場合に限り、特定の狭小な区域における需要に応えるものとして行われるものです。

そのため、エリア放送を行う地上一般放送局は、基幹放送である地上デジタルテレビジョン放送に支障のない範囲で非干渉、非保護を条件とすることとなり、周波数割当計画上、二次業務と位置付けたものです。

【二次業務間の優劣】

問5 エリア放送を行う地上一般放送局は、周波数割当計画上、同じ二次業務である特定ラジオマイクに対して劣位となっているのはなぜでしょうか。

特定ラジオマイクは、770-806MHz帯からの移行のため、現行の運用形態や利便性を確保する必要があることから、平成24年1月に策定された「ホワイトスペース利用システムの共用方針」によって「特定ラジオマイクについては、ホワイトスペースの導入により新たに利用が可能となる他のホワイトスペース利用システムより優先して取り扱うことが適当である」とされました。これを受け、同年7月に更新された周波数割当計画で「放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、2013年4月1日以降、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。」と規定されました。

【上位のシステムに対して求められる措置】

問6 エリア放送を行う地上一般放送局は、割当上、上位のシステムである地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び特定ラジオマイクの移動無線局に対してどのような措置が求められるのでしょうか。

周波数割当計画において、エリア放送を行う地上一般放送局は二次業務と位置付けられています。一般的に、二次業務の無線局は、①既に開設され、又は、後日開設される一次業務の無線局に対して混信を与えてはならないこと、加えて、②既に開設され、又は、後日開設される一次業務の無線局からの混信に対して保護を要求しないこと、の双方が求められます。これは、割当計画で優位の二次業務とされた特定ラジオマイクとの間でも同様となります。

これを具体化する形で、電波法第104条の2第1項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられている又は後日に開設される地上デジタルテレビジョン放送の基幹放送局並びに特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局からの混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る。」との無線局運用にあたっての条件を付すこととしており、エリア放送を行う地上一般放送局は、当該免許の条件に反しない運用をすることが必要となります。

このため、例えば、一次業務の無線局である地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が後日開設された場合にも、既設のエリア放送を行う地上一般放送局は混信を与えてはなりませんし、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの混信により生じる損失に対して補償等の保護を求めることはできません。

【免許状の条件の法的拘束力及び当該条件違反への対応】

問7 エリア放送を行う地上一般放送局の免許状に、無線局の運用にあたっての条件が付されるとのことですが、免許状に付されるこの条件にはどのような法的拘束力があるのでしょうか。また、この条件に違反した場合、どのような法的措置がなされるのでしょうか。

免許状に付される条件は、指定事項として付されるものであり、免許人は、無線局の運用にあたり、この免許の条件に違反してはなりません。

仮にこの免許の条件に違反した場合には、総務省により、電波法第76条第1項の規定に基づき、運用停止命令や、運用許容時間・周波数・空中線電力の制限を命じられることがあります。なお、エリア放送が地上デジタルテレビジョン放送等に干渉を与えるため、運用を停止することになった場合でも、免許期間中は、免許は引き続き有効であり、電波法第19条の規定に基づき、空中線電力の変更等により、混信が生じないよう措置できた場合には、運用を再開できます。

仮に免許人が電波法第76条第1項の規定に基づく運用停止命令等に従わない場合は、総務省は、同条第4項第3号の規定に基づき、免許を取消すことができます。

【特定ラジオマイクとエリア放送の周波数の棲み分け】

問8 特定ラジオマイクとエリア放送が、運用調整を行うことをできるだけ回避する方法はないでしょうか。

ホワイトスペースは地域によってまちまちであり、一概には言えませんが、特定ラジオマイクは、710～714MHzに専用の周波数帯を持ち、機器の特性から、ホワイトスペース帯（470～710MHz）の中でも比較的高い周波数を利用する傾向になると考えられます。そのため、エリア放送の免許を申請する際には、ホワイトスペース帯の中で低い方の周波数を選択することで特定ラジオマイクとの運用調整が発生する頻度を減らすことができる可能性があります。

また、総務省が公表を予定している特定ラジオマイクチャンネルリストを見ることによって、特定ラジオマイクとの混信の可能性をおおよそ把握することができるようになる見込みです。

3 同位のシステムとの周波数共用について

【エリア放送の行われていない日時での一時的利用等】

問9 既にエリア放送を行う一般放送局に免許された周波数・地域を、当該放送が行われていない日に一時的利用等で利用することはできるのでしょうか。

既存免許人の使用していない日に一時的な利用を行うもの等を想定し、今回、審査基準を改正し、既存のエリア放送を行う地上一般放送局の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する両者の同意が確認できる場合には免許を付与することを可能としました。

【エリア放送間の混信防止】

問 10 「既存のエリア放送を行う地上一般放送局の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する両者の同意が確認」とありますが、どのような提出書類をもって確認されるのでしょうか。

例えば、既存免許人又は申請者が放送日又はエリアを制限することにより協議が整った場合には、当該放送日又はエリアについて記した書類等（混信防止のための措置）及び当該措置に従って放送することを約する合意した者全員の連署の書面（当該措置に関する両者の同意）の両方を提出することをもって確認されることとなります。

こちら（記載例2）において記載例を示しておりますのでご確認ください。

【他のシステムの制度化見込み】

問 11 エリア放送及び特定ラジオマイク以外に、ホワイトスペースを共用するシステムとしては、何が想定されているのでしょうか。またそのシステムの制度化見込みはいつ頃でしょうか。

平成24年10月12日に策定された「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み中間とりまとめ」において、災害ロボット・機器、センサーネットワーク等が想定されています。同とりまとめにおいて、災害対応ロボット・機器については、平成23年度から平成24年度まで技術試験事務、平成25年度を目途に実用化とされています。また、センサーネットワーク等については、平成23年度から平成25年度まで技術試験事務、その後制度整備を行う予定とされています。

4 先願主義・再免許について

【再免許】

問 12 エリア放送の再免許において継続利用を優先しないのはなぜでしょうか。

エリア放送を行う地上一般放送局については、参入の機会を既存・新規にかかわらず公平に与える観点から、対抗の新規申請も、再免許申請と同一の期間に行うものと電波法関係審査基準（第3条）に規定し、当該期間内において、再免許申請か対抗の新規申請かの別にかかわらず、先願主義により扱うこととしています。

【再免許との対抗申請】

問 13 対抗申請を行う場合、既存のエリア放送の免許の有効期間（対抗申請が可能となる時期）をどのように知ることができるのでしょうか。

エリア放送を行う地上一般放送局の免許状況については、各総合通信局のホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_03000049.html からリンクしています。) において、無線設備の設置場所、電波の型式及び周波数、空中線電力、免許の年月日及び免許の有効期間等を公表することとしているため、当該情報を知ることができます。

【再免許の申請期間】

問 14 今回の改正で、再免許の申請は「免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間」に行うものとされましたが、満了前三箇月より後に申請する場合は、再免許とならないのでしょうか。

免許の有効期間満了前三箇月より後に申請する場合は、再免許ではなく、新規の免許申請となるため、電波法第 15 条の定める簡易な免許手続は適用されないこととなります。

【指定された送付方法以外による免許申請の取扱い】

問 15 送付による免許申請の場合で、引受時刻証明又は引受時刻が記録される信書便以外の方法（例えば、普通郵便）により申請が行われた場合、その申請はどのように扱われることになるのでしょうか。

行政手続法（第 7 条）においては、「その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、・・・補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されています。

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件（平成 24 年総務省告示第 123 号）で定められた方法以外の方法により行われた申請は、「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」に該当することから、無効となり、申請書等は返戻することとなります。

【信書の送付ができない送付方法による申請の取扱い】

問 16 信書に該当する文書に関する指針（平成 15 年総務省告示第 270 号）によれば、申請書は「信書」に該当するとのことですが、信書の送付ができないとされているもの（例えば、メール便）により免許申請が行われた場合には、どのように取り扱われるのでしょうか。

行政手続法（第 7 条）においては、「その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、・・・補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されています。

信書の送付ができない方法により行われた申請は、「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」に該当することから、無効となり、申請書等は返戻することとなります。

なお、この場合、送付主である申請者は、郵便法、民間事業者による信書の送達に関する法律及び信書に該当する文書に関する指針に違反していることとなります。

【同時刻の免許申請の取扱い】

問 17 免許申請については、先着順は時刻（分単位）により判断するとのことですが、同時刻（分単位まで同じ）の申請は、どのように取り扱われるのでしょうか。

同時刻（分単位まで同じ）に到達した複数の申請であって、申請の周波数及び業務区域が重なる等の理由により、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、いずれの申請も免許を受けることができません。ただし、申請者間の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができます。また、申請者間の協議により申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることのできるようになったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができます。

問 18 平成 25 年 3 月 31 日までの有効期間の免許の審査期間中に、当該申請と干渉の可能性のあるエリア放送で、4 月 1 日以降の免許を希望する申請が出された場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

先の申請に免許が付されるまでは、後からの申請も受け付けられず一度返戻することになります。先の申請に免許が付された時点で、再免許申請及び対抗申請が可能となり、先に到達したものから審査することとなります。

特に、平成 25 年 3 月 31 日までの有効期間の免許で、平成 25 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの期間中に免許を取得したものについては、再免許申請及び対抗申請が可能となる期間がそれ以前に免許を取得したものと比較して短い点にご注意ください。

5 その他

【取得可能局数の制限】

問 19 エリア放送を行う地上一般放送局の免許を、複数取得することは可能なのでしょうか。

「地上一般放送」のうち、「エリア放送」については、「一の市町村（特別区を含み、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 に規定する指定都市にあつては区とする。)の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送」と定義しており（放送法施行規則第 142 条第 2 号）、その業務区域は、「特定の狭小な区域」としていません。

また、エリア放送は、一次業務で基幹放送である地上デジタルテレビジョン放送の使用する UHF 帯のホワイトスペースを使用するものであり、地上デジタルテレビジョン放送に混信を与えないという地理的条件や技術的条件を満たす場合に限って行うことが可能なものであり、また、限りあるホワイトスペースをできる限り多くの者によって有効活用することも必要です。そこで、エリア放送を行う地上一般放送局の空中線電力及び実効輻射電力は、1 セグメント当たり (10/13)mW (約 0.77mW) を原則とし、特別な状況にある場合は、1 セグメント当たり 0.01W 以下も認めるとしており（電波法関係審査基準）、業務区域は必要最小限とすることが必要です。

以上の規定に鑑み、エリア放送は、原則、必要最小限の局数とすることが求められます。ただし、必要性が認められ、周波数を使用することが可能である場合には、同一の者が、複数の局を設置して業務を予定する区域とすることも排除はされていません。

【臨時かつ一時の目的の判断】

問 20 放送法の適用除外となる「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）のために行われる一般放送」（放送法施行規則第 214 条第 1 項第 3 号）に該当するか否かはどう判断されるのでしょうか。

放送法（第 176 条第 1 項）は、「役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして省令で定めるものについては放送法の適用を要しない」としており、「役務の・・・提供条件」とは、その役務の提供条件が継続的でなく臨時的であることが想定されていることから、総務省令（放送法施行規則第 214 条第 1 項第 3 号）では「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）」と規定しており、これにあたるか否かは、期間が一箇月以内という「一時性」に加え、「臨時性」（非反復性）の観点からも判断することになります。

提供条件が毎月一日にのみ複数月放送を行うというものや、一回の放送の提供条件が一箇月以内であっても、それが月をまたがる形で複数回行われることが当初より想定されているものは、臨時性の観点から該当しません。

以下、具体的なケースを例示すると、以下のとおりです。

◇《「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的）」にあたる例》

①期間一箇月以内の放送を、一回限りで行う場合。

（理由：次回も放送を行うことが予定されているのであれば、「臨時」とは判断されないが、この場合は一回限りであり、「臨時」と判断される。また、期間も一箇月以内であり、「一時」と判断されるため。）

②月曜日から金曜日は放送を行い、土曜日と日曜日は放送を行わず、そのような週が四週間以内の場合。

（理由：エリア放送は、恒久的な放送だけでなく、イベントで臨時に行う放送も想定して制度整備を行っており、毎日放送義務を制度的に求めていることから、土・日曜日で放送がないことをもって継続性の概念が途切れるとは言えず、四週間全体で一回の放送が行われているものと捉えられるため「臨時」と判断される。また、通算した期間も一箇月以内であり「一時」と判断される。）

◆《「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的）」にあたらぬ例》

③毎月一日だけ行う放送を複数月行うことが当初より予定されている場合。

（理由：毎月一日という提供条件が予定されており、「臨時」と判断されない。）

④一箇月の放送を行い、数日間休止し、再度一箇月の放送をすることが、当初より予定されている場合。

（理由：再度の放送を行うことが予定されており、「臨時」と判断されず、また、通算した期間も一箇月超にわたることに蓋然性があり、「一時」とも判断されない。）

⑤放送を行う日時等が不定期の場合。

(理由：不定期という提供条件は、「一時」と判断されない。)

※ 「臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）」（放送法施行規則第 214 条第 1 項第 3 号）に該当するか否かは、放送法の適用除外に関する基準であり、当該基準に該当するか否かに関わらず無線局免許は必要です。

【災害情報の放送】

問 21 エリア放送において、災害関係の情報を放送内容とすることは可能なのでしょうか。

エリア放送は、その用途を限定するものではないため、災害時の情報提供に活用することも制度的には可能です。

ただし、基幹放送である地上デジタルテレビジョン放送と同じ周波数を使用するために、周波数割当計画において二次業務と位置づけられ、電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状に、「この周波数の使用は、既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの一次業務の無線局に対して混信を与えない場合に限る。」という無線局運用にあたっての条件を付すこととしており、後日開設されるものも含めた地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局に対して、干渉してはならず、かつ、保護を要求しないことが運用の条件となるため、開設にあたっては、このような制度的制約があることを十分認識しておくことが必要です。

エリア放送にはこのような制度的制約があるため、災害時の情報の提供のために補完的に用いることは有効であるものの、災害情報の提供を、当該市町村内に広くかつ確実に知らしめるためには、コミュニティ放送等の基幹放送で実施することが適しています。

【免許主体の可能性】

問 22 エリア放送を行う地上一般放送局の免許人やエリア放送の業務を行う放送事業者には何らかの制限があるのでしょうか。地方公共団体が免許人になることもできるのでしょうか。

エリア放送については、エリアが限定された小規模なものであり社会的影響力が小さく、言論機関としての性格は薄いことから、例えば災害時の情報伝達に利用するなど、地方公共団体が免許人となることも考えられます。

ただし、放送業務を行う放送事業者は、放送法（第 4 条）上、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であることといった、いわゆる番組準則を遵守する必要があることから、国や地方公共団体が放送業務を行う場合にも、それらに十分配慮した放送が求められます。

平成〇年〇月〇日

(何) 総合通信局長 殿

(申請希望者名) 印

当社が予定しているエリア放送の放送予定について（記載例）

〇〇総合通信局（事務所）より、電波法第7条第6項に基づき求めがあった放送予定に関する追加資料について、下記の通り提出いたします。

記

1. 希望する免許期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 放送予定

※以下の例を参考に、放送予定を記載又は放送予定表（別添）を添付。

（例1）イベント等期間限定の放送予定

下記の〇〇イベント期間中（準備・設営・撤去期間中を含む。）

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～△△月△△日（△）

（例2）通年の放送予定

常時（ただし、夏季・冬季・春期休業期間中は放送を行わない。）

平日10:00～17:00の間（ただし、土日祝日は放送を行わない。）

毎週月・水・金曜日の10:00～17:00の間 等

（例3）定期（通年以外）の放送予定

夏季及び冬期のイベント期間中

夏季： 7月1日～8月31日 冬季：12月1日～1月31日

（例4）不定期（イベントの都合次第）

〇〇スタジアムにおける試合開催時

年間試合数： 約〇〇試合（予定）

（例5）不定期（災害時に使用する場合）

非常災害が発生した場合（防災訓練時を含む。）

3. 備考

※希望する免許期間のうち、放送予定のない期間がある場合の記述例

1. の希望する免許期間のうち、放送予定のない期間については、TV ホワイトスペース利用システム運用調整連絡会 運用調整等実施規程第2条第1項に基づき、「使用しない日があるエリア放送」として設置情報等の登録を行い、同条第3項に基づき、あらかじめ使用日時を連絡会に登録を行います。

以上

(別添)

放送予定表

(免許期間 5 年を希望し、1~3 年目までは多客期のみ、4 年目から通年に移行する場合)

平成 25 年									平成 26 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
↔ 4.20~5.20 ※			↔ 7.20~8.20			↔ 12.20~1.20					
平成 26 年									平成 27 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
↔ 4.20~5.20			↔ 7.20~8.20			↔ 12.20~1.20					
平成 27 年									平成 28 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
↔ 4.20~5.20			↔ 7.20~8.20			↔ 12.20~1.20					
平成 28 年									平成 29 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
↔ 通年											
平成 29 年									平成 30 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
↔ 通年											

※日付は予定日 (本表において全て同じ。)

合意書

〇〇〇〇（以下「甲」という ※1）と〇〇〇〇（以下「乙」という ※2）は、下記の通り合意した。

※1 既存のエリア放送免許人を記載。

※2 既存のエリア放送免許人のエリア放送に影響を与える可能性のあるエリア放送申請予定者を記載。

記

1. 趣旨

- (1) 本合意は、甲の〇〇第〇〇号（免許番号）に基づき先に運用するエリア放送に対して影響を与える可能性のある、乙の計画するエリア放送について定めるものとする。

【乙の計画するエリア放送の概要】

- ・チャンネル（周波数） 〇〇ch
- ・サービスエリア 別紙のとおり。
（または〇〇市〇〇ビル周辺、
〇〇市〇〇スタジアム屋内 等）
- ・空中線電力 〇〇mW

- (2) 本合意は、乙が、総務省より（1）の条件に基づくエリア放送を行う一般地上放送局の免許を取得した時点において効力が発生するものとする。

2. 混信防止のための措置

※ 乙と甲の間で合意した混信防止のための措置を記載。

- ・乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日のイベント期間においてエリア放送を行う

3. 連絡責任者

- (1) 甲と乙は、運用に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- (2) 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

4. 合意の期間

この合意の有効期間は、この合意の締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしない場合は、本合意は1年間更新するものとし、以後も同様とする。

5. 協 議

この合意に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、双方で協議して解決するものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印